

庄原市空き家家財道具等処分支援 補助金のご案内

空き家バンクへの登録を目的に、所有者等が空き家内の家財道具等を処分する費用に対し補助金を交付します。

■ 補助対象者

空き家の家財道具等を処分する権限を有する空き家の所有者等で、家財道具等を処分した空き家を空き家バンクに登録する者（登録している者）

■ 補助対象事業

市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に事業所を置く個人事業主に依頼して実施した空き家の家財道具等の処分

■ 補助金額

空き家1件につき、補助対象経費の10分の10以内の額とし、10万円を限度

※千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額

■ 交付申請

○ 提出書類

- 空き家家財道具等処分支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 空き家の登記事項証明書（空き家が未登記である場合は、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）
- 家財道具等の処分及び運搬の実施に係る契約書の写し又は見積書の写し
- 家財道具等の処分及び運搬に要した費用の領収書の写し
- 家財道具等の処分前及び処分後の写真
- 空き家の所有者との続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等（申請者が相続人の場合）

■ 交付決定

申請内容を審査し、「空き家家財道具等処分支援補助金交付決定及び額確定通知書」を送付します。

■ 補助金の送金（口座振込み）

○ 提出書類

- 空き家家財道具等処分支援補助金交付請求書（様式第4号）

※空き家バンク未登録物件の場合は、登録手続きをお願いします。



【お問い合わせ・申請】

庄原市 企画振興部 自治定住課 定住推進係

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

TEL: (0824) 73-1257 FAX: (0824) 72-3322

E-mail: teiju@city.shobara.lg.jp

または最寄の各支所総務室

西城支所(0824)82-2121 東城支所(08477)2-5111 口和支所(0824)87-2111

高野支所(0824)86-2111 比和支所(0824)85-2111 総領支所(0824)88-3060

